

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府 省 庁 名 経 済 産 業 省																				
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税   法人住民税   事業税   不動産取得税   固定資産税   事業所税   その他（      ）																					
要望項目名	特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）の拡充																					
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>ストックオプション税制は、取締役や従業員等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて下記要件を満たす場合、権利行使時における取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に、売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度である。</p> <p>現行制度の要件</p> <table border="1" data-bbox="323 772 1434 1305"> <tr> <td>1. 付与対象者の範囲</td> <td>自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材</td> </tr> <tr> <td>2. 所有株式数</td> <td>発行済み株式の1/3を超えない</td> </tr> <tr> <td>3. 権利行使期間</td> <td>付与決議日の2年後から10年後まで（設立から5年未満の非上場企業においては、15年後まで）</td> </tr> <tr> <td>4. 権利行使価額</td> <td>権利行使価額が契約締結時の時価以上</td> </tr> <tr> <td>5. 権利行使限度額</td> <td>権利行使価格の合計額が年間で1,200万円を超えない</td> </tr> <tr> <td>6. 譲渡制限</td> <td>他人への譲渡禁止</td> </tr> <tr> <td>7. 発行形態</td> <td>無償であること</td> </tr> <tr> <td>8. 株式の交付</td> <td>会社法に反しないこと</td> </tr> <tr> <td>9. 保管・管理など契約</td> <td>証券会社等と契約していること</td> </tr> <tr> <td>10. その他事務手続き</td> <td>法定調書、権利者の書面等の提出</td> </tr> </table> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃その他の利便性向上のための所要の措置を講じる。</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span> <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">             地方税法第32条第2項、同法第313条第2項              租税特別措置法第29条の2、租税特別措置法施行令第19条の3、租税特別措置法施行規則第11条の3           </span> </p>		1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材	2. 所有株式数	発行済み株式の1/3を超えない	3. 権利行使期間	付与決議日の2年後から10年後まで（設立から5年未満の非上場企業においては、15年後まで）	4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上	5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で1,200万円を超えない	6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止	7. 発行形態	無償であること	8. 株式の交付	会社法に反しないこと	9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること	10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出
1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材																					
2. 所有株式数	発行済み株式の1/3を超えない																					
3. 権利行使期間	付与決議日の2年後から10年後まで（設立から5年未満の非上場企業においては、15年後まで）																					
4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上																					
5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で1,200万円を超えない																					
6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止																					
7. 発行形態	無償であること																					
8. 株式の交付	会社法に反しないこと																					
9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること																					
10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出																					
減収見込額	<p>[初年度]      —      (      —      )      [平年度]      —      (      —      )</p> <p>[改正増減収額]      —      (      —      )      (単位：百万円)</p>																					

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>スタートアップは、社会課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する新しい資本主義の考え方を体現するものであり、新しい資本主義に向けた重点投資分野にも位置付けられている。</p> <p>スタートアップを大きく成長させるためには、それを支える人材の獲得が不可欠だが、現状、我が国の人材は大企業に集中している状況。こうした中、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たってストックオプションは重要な役割を担っている。</p> <p>このため、インセンティブを通じて業績向上への意欲を高めることに加え、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することで、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>ストックオプション税制は、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たって重要な役割を担うストックオプションの利便性・魅力を向上させるものであり、スタートアップの人材獲得に寄与している。</p> <p>他方で、税制適格ストックオプションの株式保管委託要件がM&amp;A等の場面において制約になっている。また、社外高度人材への税制適格ストックオプション付与のためには、一定の要件を満たすスタートアップに限定され、かつ中小企業等経営強化法による計画認定が必要となるが、対象者の範囲が狭く、認定に伴う手続がスタートアップの負担になっているとの声がある。スタートアップ企業の人材獲得力向上のためには、税制適格ストックオプションの権利行使限度額の大幅引上げ又は撤廃が必要である。</p> <p>このため、本制度について株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃、その他の利便性向上のための所要の措置を講じることにより、スタートアップ企業のグローバルでの人材獲得競争力を更に高め、国内外の有能な人材を獲得しスタートアップの成長を実現する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（2023 年 6 月閣議決定） （4）スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築</p> <p>①ストックオプションの環境整備 （ii）税制適格ストックオプションの制度見直し</p> <p>スタートアップの手續の簡素化の観点から、株券の保管委託義務を不要化することとしたところであるが、そもそも、税制適格ストックオプションの株式保管委託要件が M&amp;A 等の場面において制約になっている。これに対し、非公開会社では会社法の制約によって株式に譲渡制限が付されていること、また、発行会社及びストックオプション付与対象者によって税務処理が行われていることに着目し、非公開会社における税制適格ストックオプションの株式保管委託要件の撤廃を検討する。</p> <p>社外高度人材への税制適格ストックオプション付与のためには、一定の要件を満たすスタートアップに限定され、かつ中小企業等経営強化法による計画認定が必要となるが、この認定制度について調査を行った上で、認定に伴う手續負担なしで税制適格ストックオプションの付与を可能とするよう検討を行う。</p> <p>スタートアップの人材獲得力向上の観点から、税制適格ストックオプションの上限額の大幅引上げ又は撤廃を検討する。</p> <p>これらを含めて、スタートアップフレンドリーな制度となるよう税制適格ストックオプションの手續の簡素化や要件の更なる見直しを含めて利便性向上を図る。</p>
	政策の達成目標	人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度の利便性を高めることで、スタートアップの人材獲得に寄与し、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めなし
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
政策目標の達成状況	本税制を利用することで、取締役や従業員等の業績向上への意欲が上昇し、企業は国内外の有能な人材を新たに確保できている。このため、本税制を通じてスタートアップ企業等の成長が促され、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長に寄与している。	
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の利便性向上のために所要の措置を講じることで、わが国のスタートアップの人材獲得競争力が高まり、スタートアップの更なる成長が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

	予算上の措置等の 要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	<p>           スタートアップが大きく成長するには、それを支える人材が必要。資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにとって、研究・開発等の未来投資を確保しながら人材を獲得する上で将来の成長（株価）に基づくインセンティブを与えるストックオプションは重要な手段であり、ストックオプション税制は、ストックオプションの利便性・魅力を向上させスタートアップの人材獲得に寄与するものである。         </p> <p>           したがって、スタートアップの実態に応じて本制度の利便性向上のための所要の措置を講じることは、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することに繋がるものであり措置として妥当である。         </p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	スタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の拡充はストックオプションの利便性等を更に向上させ、我が国スタートアップのグローバルでの人材獲得競争力を高めるものであり、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につながる。
前回要望時の達成目標	【前回要望時の達成目標（令和5年度税制改正要望）】 人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度の利便性を高めることで、スタートアップの人材獲得に寄与し、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成8年度 創設 平成10年度 拡充（対象要件の拡充） 平成14年度 拡充（対象要件の拡充） 平成18年度 拡充（対象要件の拡充） 平成31年度 拡充（対象要件の拡充） 令和5年度 拡充（対象要件の拡充）